

公 告

事後審査方式制限付一般競争入札を行いますので、佐川町財務規則（平成29年佐川町規則第3号）第73条の規定により公告します。

令和8年6月8日

佐川町長 片岡 雄司

1 入札に付する事項

工 事 名	岡崎堰農業水路等長寿命化事業改修工事
工 事 場 所	高知県高岡郡佐川町 乙
工 事 の 種 類	鋼構造物工事
工 事 概 要	【土木工事】既設床版側壁ハツリ工、既設床版側壁復旧工 【機械設備】ゴム布引袋体製作工、固定金具製作工、給排気設備更新工、操作設備更新工
完 成 期 限	令和9年3月25日
予 定 価 格	事後公表
最低制限価格	事後公表
審 査 方 法	事後審査方式
入 札 手 続	高知県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による

2 工事の施工方法等

- (1) この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とする。
- (2) 共同企業体の構成員数は2とする。

3 入札に参加する共同企業体の構成員となる者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加できる者は、次の要件を満たす者であること。

- (1) 令和8・9年度佐川町競争入札参加資格有資格者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年佐川町規則第23号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

- (4) この公告の日から落札決定前の間において、佐川町又は高知県、他の官公庁、公団、公社等から指名停止措置（指名回避措置を含む。）を受けていない者であること。
- (5) 代表構成員及びその他構成員は、当該工事に係る申請において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。
- (6) 代表構成員としての資格を有する者は、その他構成員となることができない。
- (7) 共同企業体の各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。
- (8) この入札に参加しようとする他の入札参加者及び他の共同企業体の構成員となる者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

4 共同企業体の代表者となる者に必要な資格に関する事項

3に定めるもののほか、次の要件を満たす者であること。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本店または本社をいう。以下同じ。）を有する者で、令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格に係る資格決定通知書において、鋼構造物工事に關し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可のうち、特定建設業の許可を受けており、かつ経審点数が800点以上であるもの
- (2) この工事において次の要件をすべて満たす技術者を専任で配置することができること。
 - ① 申請者との雇用関係が入札参加資格確認申請の日以前3ヶ月以上ある者であること。
 - ② 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、鋼構造物工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ③ 経營業務の管理責任者となっていない者。
 - ④ 許可業種の区分に関係なく営業所の専任技術者となっていない者。
- (3) この工事において次の要件をすべて満たす現場代理人を専任で配置することができるこ

と。

- ① 申請者との雇用関係が入札参加資格確認申請の日以前3ヶ月以上ある者であること。
- ② 経營業務の管理責任者となっていない者。
- ③ 許可業種の区分に関係なく営業所の専任技術者となっていない者。

5 共同企業体の代表者以外の構成員となる者に必要な資格に関する事項

3に定めるもののほか、次の要件を満たす者であること。

- (1) 佐川町内に主たる営業所（本店または本社をいう。以下同じ。）を有する者で、令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格に係る資格決定通知書において、土木一式工事の経審点数が500点以上であるもの
- (2) この工事において次の要件をすべて満たす技術者を専任で配置することができること。
 - ① 申請者との雇用関係が入札参加資格確認申請の日以前3ヶ月以上ある者であること。
 - ② 土木一式工事の主任技術者となりうる国家資格を有する者。
 - ③ 経營業務の管理責任者となっていない者。
 - ④ 許可業種の区分に関係なく、営業所の専任技術者となっていない者。

6 共同企業体の出資比率等

- (1) 代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力、施工実績等を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大か又は同等とすること。
- (2) 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、30%以上でなければならない。

7 入札参加申請の方法等

当該工事の入札に参加しようとする者は、次により入札参加申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

・事後審査方式制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

- (2) 提出期間 この公告の日から令和8年6月15日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、持参による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

- (3) 提出方法 電子入札システムによる提出を原則とする。ただし、システムの障害等やむを得ない場合は、佐川町役場総務課管財契約係に直接持参するものとし、郵送による申請は受け付けない。提出後、受付印を押印した申請書の写しを受け取ること。

9 入札参加資格の喪失

入札参加申請後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- (1) 3の入札に参加する者及び共同企業体の構成員となる者に必要な資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

10 設計図書等の閲覧期間及び方法

- (1) 閲覧期間 この公告の日から令和8年7月14日(火)午後5時まで
- (2) 閲覧方法 電子入札システム及び佐川町ホームページ
(<http://www.town.sakawa.lg.jp/>)よりダウンロードすること。

11 設計図書等に関する質疑及び回答

- (1) 設計図書等に関する質疑受付
 - ① 受付期間 この公告の日から令和8年6月22日(月)正午まで
 - ② 質疑方法 原則として、入札情報システムにより行うこととし、電話等その他の方法による場合は、回答しない。
 - ③ 提出方法 入札情報システム(必ず佐川町の担当者に質疑を送信した旨電話連絡をしてください。)
- (2) 質疑に対する回答
 - ① 回答方法 質疑の回答は、質問者及び入札参加資格申請を行った者全員に、入札情報システムにより行う。
 - ② 回答期限 令和8年6月29日(月)正午

12 開札の日時

日 時 令和8年7月15日(水)午前9時

13 入札条件

- (1) 入札保証金 免 除
- (2) 入札期間 令和8年6月29日(月)正午から令和8年7月14日(火)の電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前8時から午後8時まで)。ただし、最終日の提出期限は午後5時とする。

14 入札方法等

- (1) 佐川町建設工事電子競争入札心得の各条項により行う。

- (2) 工事費内訳書は、入札金額登録時に添付して提出すること。添付がない場合は、失格とする。
- (3) 入札金額の登録と合わせて、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。なお、電子くじの方法、くじ番号として登録できる番号及びくじ番号の入力がない場合の取扱いは、電子入札システムの仕様で定める。

15 入札の無効及び失格

- (1) 佐川町建設工事電子競争入札心得第9条各号の規定に該当する入札は、無効とする。
- (2) 佐川町建設工事電子競争入札心得第10条の規定に該当する入札は、失格とする。

16 落札者の決定等

- (1) 予定価格の制限範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、様式1の申請書に記載された提出書類及び審査書類を落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く。）までに提出すること。提出期日までに提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。
- (4) 審査は、落札候補者から提出された審査書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とし、満たしていない場合には、有効な入札を行った次順位の者から順次審査し、落札者が決定するまでこれを行うものとする（この場合における審査書類の提出期日については、別途通知するものとする。）。
- (5) 落札者の決定は、審査書類が提出された日から起算して2日以内に行うものとする。
- (6) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に連絡するものとする。

17 契約保証金

落札者は、工事請負契約締結にあたり、佐川町財務規則第91条の規定により請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

18 留意事項

- (1) この工事に係る予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐川町条例第3号）第2条に規定する額を超えている場合は、落札決定後落札者との間で仮契約を締結し、本契約は佐川町議会の議決を経て効力発生通知を行った時に成立する。

- (2) 前号に該当する場合で、落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が9の入札参加資格の喪失事項に該当するに至ったときには、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかったときにおいても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

19 その他事項

- (1) 入札参加者は、あらかじめこの公告、佐川町財務規則及び佐川町建設工電子事競争入札心得の各条項を承知すること。
- (2) 提出書類に虚偽の申請がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。なお、配置予定の技術者は実際の施工に当たって、原則として変更することはできない。落札者が配置予定技術者調書に記載した技術者を配置できないときは、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 提出された申請書等は返却しない。また、申請書等について提出後の差替え、訂正等は認めない。
- (5) 落札者は、工事施工に伴う工事資材の調達及び当該工事の一部を下請負人に請け負わせる場合には、可能な限り地元事業者（佐川町内に主たる営業所を有する者）を活用するよう努めること。